

報道関係者 各位

2010年2月15日
株式会社ミロク情報サービス
(コード番号:9928)

**2010年4月施行「改正労働基準法」に完全対応した
就業管理システム・給与システムを2月下旬より発売開始へ
～改正対応後の複雑な実務をMJSの新ソリューションが解決～**

財務・会計システム及び経営情報サービスを開発・販売する株式会社ミロク情報サービス(本社:東京都新宿区、代表取締役社長:是枝周樹 以下、MJS)は、2010年4月1日より施行される改正労働基準法に完全対応した就業管理システム・給与システムを2月下旬より順次発売いたします。

今回の法改正では、企業規模や労使協定の締結等により、企業によって適用範囲や導入時期などが多様化することが予想されます。MJSでは、このような企業ごとに異なるニーズ一つひとつに柔軟に応えるため、改正労働基準法に対応する新機能をオプションとして実装した就業管理システムおよび給与システムを発売します。必要なオプションの選択により、実務の現場ですぐに役立つソリューションを提供いたします。

■ **改正労働基準法の背景とポイント**

2010年4月より改正される労働基準法は、長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や仕事と生活の調和を図ることを目的としています。本法改正により、企業は大幅な労働条件の変更とそれに基づく実務処理が求められます。今回の改正のポイントは、大きく分けて以下の4点です。

① **限度時間を超えた時間外労働に対する割増賃金率の引き上げ**

1ヵ月の時間外労働時間の合計が45時間までの場合は、「25%以上の割増義務」、45時間～60時間までは「25%超の割増努力義務」が生じます。

② **法定割増賃金率の引き上げ**

月60時間を超える時間外労働に対して、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払う義務が生じます。

③ **代替休暇制度の創設**

1ヵ月60時間を超える時間外労働に対し、残業代に代えて有給の休暇を与えることができるようになります。この場合、労働者に賃金での支払いか代替休暇の取得のいずれかを望むかの意思確認が必要となります。

④ **年次有給休暇の時間単位付与**

過半数組合、それがない場合は過半数代表者との間で労使協定を締結すれば、1年間に5日を上限として、時間単位で年次有給休暇を取得できるようになります。

■ 企業の要望に合わせて提供する

改正労働基準法に完全対応した MJS 就業管理・給与ソリューション

改正労働基準法は企業規模や業種によって適用範囲や課せられる義務が異なります。また、「ワークライフバランス」など従業員のゆとりある働き方を推進するという観点で見ると、労使協定締結により導入できる「法定年次有給休暇の時間単位付与」や月 60 時間を超えて過重労働となった従業員への代替休暇の付与などは、企業として積極的に導入したい制度です。しかし、その実務が複雑であるために導入を躊躇する企業も少なくありません。

MJS のソリューションは、このような企業のニーズにも完全対応することができます。今回の法改正はもちろん、多様な就業規則や給与規定にもきめ細かく対応し、企業ごとの課題や問題点を解決するためのソリューションを提供いたします。

■ 就業管理システムと給与システムの連携

MJS は、「MJS i 就業管理/就業ワークフロー」と「Galileopt 人事給与」または「MJSLINK II 給与大将」の連携によるワンストップソリューションを提案いたします。

特に、手集計では実務対応が困難と思われる「代替休暇」や「有給休暇の時間残管理」についてはこれらを連携して運用いただくことにより、改正労働基準法に完全対応できる画期的なものとなっています。

また、以下の表の通り、改正労働基準法への対応目的により、さまざまなソリューションをご用意しております。

改正ポイント		MJSシステム	Galileopt人事給与		MJSLINK II 給与シリーズ	
		MJS i 就業管理 自動計算	就業連携	給与単独	就業連携	給与単独
1. 「時間外労働の限度に関する基準」の見直し関係		◎	◎	○	◎	○
2. 法定割増賃金率の引き上げ	月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の引き上げ	◎	◎	○	◎	○
	代替休暇	◎	◎	△	△	△
3. 年次有給休暇の時間単位付与		◎	◎	○	◎	○

※1 ○印の項目は、「割増率別の月合計時間」や「使用した有休日数および時間」を入力することで計算されます。

※2 △印の項目は、自動計算には対応していません。



＜改正労働基準法オプションの種類と価格＞

シリーズ	製品名	標準販売価格(税別)
MJS i	就業管理オプション -平成 22 年改正労働基準法対応- *改正労働基準法の背景とポイント① および②に対応	150,000 円～
	就業管理オプション -平成 22 年改正労働基準法代替休暇- *改正労働基準法の背景とポイント③に対応	100,000 円～
	就業管理オプション -時間有給休暇管理- *改正労働基準法の背景とポイント④に対応	200,000 円～
Galileopt	平成 22 年改正労働基準法対応	100,000 円～
MJSLINK II	平成 22 年改正労働基準法対応	80,000 円～

※MJS i 就業管理「平成 22 年改正労働基準法代替休暇」を利用するには、MJS i 就業管理 平成 22 年改正労働基準法対応が必要です。

※MJS i 就業管理 時間有給休暇管理は、単独オプションとして追加できます。

上記のオプションをご利用いただくには、以下の基本システムが必要になります。

＜基本システムの価格＞

シリーズ	製品名	標準販売価格(税別)
MJS i	就業管理/就業ワークフロー (100 ライセンスの場合)	1,140,000 円～
Galileopt	人事給与大将 (5 ライセンスの場合)	2,430,000 円～
MJSLINK II	給与大将	700,000 円～

※基本システムの価格は、ライセンス数や構成などにより異なります。

詳細な価格につきましてはお問い合わせください。

■ 株式会社ミロク情報サービス(MJS)について (<http://www.mjs.co.jp/>)

全国の会計事務所と中堅・中小企業に対し、経営システムおよび経営ノウハウならびに経営情報サービスを提供しています。現在、約8,400の会計事務所ユーザーを有し、財務会計・税務を中心とした各種システムおよび経営・会計・税務等に関する多彩な情報サービスを提供しています。また、中堅・中小企業に対して、財務を中心としたERPシステムおよび各種ソリューションサービスを提供し、企業の経営改善、業務改善を支援しています。現在、約17,000社の中堅・中小企業ユーザーを有しています。

【本件リリースに関するお問い合わせ先】

株式会社ミロク情報サービス社長室 広報・IR 担当 川口

Tel:03-5361-6309 Fax:03-5360-3430

E-mail:press@mjs.co.jp